## 免除は**公立保育所等のみ**となりますのでご注意ください。

御殿場市立保育所等一時預かり等事業費用負担額免除対象確認届

年 月 日

御殿場市福祉事務所長 様

	住所	御殿場市		
(保護者)	氏名			
	電話			

御殿場市一時預かり等事業実施要綱第10条第3項に基づき費用負担額が免除となることを届け出ます。

(フリガナ) 利用児童氏名		生年月日			年齢	性別
1		年	月	日		男・女
2		年	月	日		男・女

免除の 理由 (該当に ○)		1. 生活保護法の規定による被保護世帯
		※ 生活保護を受けている世帯が対象となります。
		2-①. 市区町村民税非課税世帯でひとり親世帯 ※ ひとり親世帯で、かつ、住民税が非課税の世帯が対象です。
		※ 祖父母等と同居している場合は、該当しないことがあります。 2-②. 市区町村民税非課税世帯で在宅障害者がいる世帯 ※ 同一世帯に在宅障害者(児)がおり、かつ、住民税が非課税の 世帯が対象です。

## 1の場合に提出が必要な書類

生活保護を受けていることがわかる書類(被保護世帯である事が確認できる書類等)

## 2の場合に提出が必要な書類

- 2-① ひとり親世帯である場合
  - ⇒ 原則、提出書類はありませんが、転入してきた方は税証明等が必要な場合があります。また、世帯の生計主催者の市区町村民税の課税状況により判断しますので利用児童の祖父母等が世帯員にいる場合は該当しないことがあります。
- 2-② 在宅障害者が世帯にいる場合
  - ⇒ 同居している障害をお持ちの方の状況がわかる書類(障害者手帳、障害基礎 年金手帳、特別児童扶養手当受給者証 などの写し)
- ・①②いずれの場合も、御殿場市に転入してきた方は、その時期によって転入前の市区町村の住民税の課税証明をご提出いただく場合があります。
- ・届出に当たっての注意事項
  - ・公立保育所及び公立こども園の利用分のみ免除を受けることができます。
  - ・免除を受けたい場合は、免除を受ける前月の25日(25日が市役所の閉庁日の場合は 25日以前の直近の開庁日)までに、この届出書と必要書類を市役所保育幼稚園課へ 提出して下さい。免除となった場合は、届出月の翌月より料金が免除となります。
  - ・免除される場合は、免除証書を送付しますので、利用する月の最初の利用時に公立 保育所等に提示してください(毎月提示が必要です。)。